

地域包括支援センター和地 指定介護予防支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会が開設する地域包括支援センター和地（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、社会福祉士等、主任ケアマネジャーその他の職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの保健師等は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 2 センターは、事業の実施にあたり、利用者の心身の状況や環境に応じ、かつ利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に、適切な保健医療サービス、及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着介護予防サービス事業者に不当に偏ることの無いよう公立中立に行う。
- 4 事業の提供にあたり、職員は誠意を持って行うことを意識し、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいよう説明を行う。
- 5 事業の運営にあたり、関係市町村又、他の包括支援センターを初め、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域の住民の活動によるサービスを含めた地域における多種多様な取り組みを行うものとの連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センター和地
- (2) 所在地 浜松市中央区大山町 2893 番地の 1

(センター職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、センターの担当職員その他の職員の管理及び指定介護予防支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

- ① 保健師等 1名以上
- ② 社会福祉士等 1名以上
- ③ 主任介護支援専門員 1名以上

利用者からの相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人やその家族の意向等にそって介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの計画を作成・調整し適切なサービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る。

(3) 事務職員 1名（常勤専従職員）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第6条 指定介護予防の提供方法及び内容は、以下のとおりとする。

- (1) 提供方法 介護予防の為の効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内または自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ① 開催場所は、第3条に規定するセンター内、サービス事業所内または自宅とする。
 - ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問するなどの方法により、利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(利用料等)

第7条 指定介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

提供した指定介護予防支援について、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（庄内地区、和地地区、伊佐見地区）とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には迅速に必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族、当該市町村、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を以下のとおり設けるものとし、業務体制の調整を図る。

- 2 担当職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなったあと、当該事業所を退職したあとにおいてもその秘密を保持する旨の契約を雇用時に結ぶものとする。
- 4 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護事業所に委託する場合は、適切

かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は浜松市、社会福祉法人慶成会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 センターは、センターにおいて感染症の発生やまん延が生じないように、感染防止策の構築、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。
- 7 センターは、災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。
 - (1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。
利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を再優先業務とする。
 - (2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
 - (3) 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。
 - (4) 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。